毎週火・金曜日発行

平成十五年度准看護師試験の実施

企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正

農 医 (健

業 療

森

林

整 経 対 祉総務

備 営 策

課 課 課 課 課

生活保護法の規定による介護機関の指定

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更

市

康

福 町

島

正

報

告

示

定める規則

規

則

目

次

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を

建

築

住

宅

課

係る変更の届出

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に

( 経

営

支

援

課

五

は

平成十六年一月一日とする。

(用

対

策

道

路 地

持

課 課

九六六

道路の区域の変更 地籍調査の成果の認証

道路の供用開始

改正

島根県漁業経営維持安定資金利子補給実施要綱の一部

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改

水

産

課

兀 兀 Ξ Ξ \_

解除予定保安林 保安林予定森林

正

(1)

公

告

平成十五年十二月五日 五二八号

(金曜日)

号中

公布された条例等のあらまし

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (規則第一〇四号) 島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成十六年一月一日とす

ることとした。

規

則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成十五年十二月五日

島根県知事

澄

田

信

義

島根県規則第百四号

五

兀

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例 (平成十五年島根県条例第六十号) の施行期日

告

示

島根県告示第千十号

平成十五年度クリーニング師試験の合格者 都市計画変更の図書の縦覧

開発行為に関する工事の完了 (二件)

正 誤

五 四

課

平成十五年十一月二十一日付け島根県報第一、 角 地 対 策

短靴の購入に係る一般競争入札の実施

(薬 都 事 衛 生 課

市 計 画 課) 0  $\overline{\circ}$ 

本  $\overline{\circ}$ 

察  $\overline{\circ}$  社会福祉法人

指定訪問看護事

名

医療法人

平成十五年十二月五日

島根県知事

澄

田

信

義

試験日

平成十六年二月十九日 (木)

1

新カリキュラム試験

午後一時三十分~午後四時まで

島根県告示第千十二号

(2) るූ の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示す の規定により都万村長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九条の五第一項及び第二百六十条第一項

平成十五年十二月五日

新 た

に 土 地 が 生

じ た

> 島根県知事 澄 田 信 義

公有水面埋立地隠岐郡都万村大字津戸一三〇三番地四地先の 場 所 方メートルー、九一〇・五五平 面 積 大字津戸字小 編入先の字

> (ただし、 右地番は、 平成十五年五月一日現在のものである。

島根県告示第千十一号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

同

法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号

の規定により告示する。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄 田 信

義

2看護事業者・居宅介護	問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者	wik that O, I that will	訪問看護ステーション・居宅介護事	<b>示業所・居宅介護支援事業所</b>	Ē
称	主たる事務所の所在地	学がでる 事業	名称	所 在 地	排
法人 出雲南福祉会	出雲市大津町三六二二番地一	通所介護	老人デイサービス 寿生の丘	五出雲市大津町三六二二番地一	平成十五年九月一日
壽生会	出雲市大津町三六二七番地八	ション通所リハビリテー	介護老人保健施設 寿生苑	出雲市大津町三六二七番地八	日平成十五年十一月十

2 旧カリキュラム試験 午後一時三十分~午後三時三十分まで

受験場所

松江市殿町百五十八番地 島根県民会館

浜田市片庭町二百五十四番地 浜田合同庁舎

Ξ 試験科目

十五年度准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則 (昭和

保健師助産師看護師法 (昭和二十三年法律第二百三号) 第十八条の規定に基づき、平成

|十六年厚生省令第三十四号) 第十九条の規定により告示する。

1 新カリキュラム

看護と倫理、患者の心理、 人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、 保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護 疾病の成り立ち、感染と予防、

老年看護、母子看護、 精神看護

2

解剖生理、栄養、 薬理、 病理、 微生物、 保健医療、 関係法規、 精神保健、 基礎看護、 旧カリキュラム

企業参入促進資金利子補給金交付要綱 (平成十五年島根県告示第七百八十九号) の一部

成人看護、

老人看護、

母子看護

島根県知事 澄 田 信

第一条中「、農外企業」の下に「又は農外企業が新たに業として農業を営むために設立

した会社 (以下「農外企業等」という。) 」を加える。

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)

保安林予定森林の所在場所

島根県知事

澄

田

信

義

第

三九、一六三九の一、一六三九の二、一六四〇、一六四〇の一、一六四五の一から一六 五四の五から一六五四の七まで、二二〇一の一 六五〇の一から一六五〇の三まで、一六五二の二、一六五四の一、一六五四の三、一六 四五の三まで、一六四五の五、一六四六の一、一六四八、一六四八の一、一六四九、一 簸川郡多伎町大字小田一六三四の一、一六三五の一、一六三七、一六三七の一、一六

### 第 1,528 号 (4)

- 主伐は、択伐による。
- 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。2.主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
- 立木の伐採の限度 次のとおりとする。間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び多伎町役場に備え置いて縦に「当って仕捨び降居」次のとは上さずる

覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書

## 島根県告示第千十五号

第三十条の二第一項の規定により告示する。 次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄 田 信 義

# 解除予定保安林の所在場所

出雲市芦渡町字廻田二四三七の二、二四三七の一七

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

指定理由の消滅解除の理由

## 島根県告示第千十六号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱(平成十三年島根県告示第二百六十七号)

の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄 田 信

義

附

則

## 別表第二中

二中 年一・一五 年〇・九五 年一・一五 年一・一五

作○・九五

を

パーセント パーセント パーセント パーセント パーセント に改める。年 - ・ 二 年 - ・ 〇 年 - ・ 二 年 - ・ 〇 に改める。

#### 附則

この告示は、平成十五年十二月五日から施行する。

1

近代化資金等については、なお従前の例による。 - 県漁業近代化資金等」という。) について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業十五年十一月二十一日以後に貸し付けられた別表第一の上欄に掲げる資金 (以下「島根2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成

## 島根県告示第千十七号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成十三年島根県告示第二百六十八号)

の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月五日

島根県知事

澄

田

信

義

りま中 年一・五パーセント以内 年一・五パーセント以内 年一・五パーセント以内 年一・五パーセント以内 を

# 年一・七パーセント以内 に改める。 年一・七パーセント以内 に改める。

日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。 十五年十一月二十一日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、 この告示は、 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成 平成十五年十二月五日から施行する。

島根県告示第千十八号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱 (平成十三年島根県告示第二百六十

九号) の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄 田 信 義

第五条第二号中「一・五パーセント」を「一・七パーセント」に改める

この告示は、平成十五年十二月五日から施行する

2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、

平成十五年十一月二十一日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について 適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の

例による。

島根県告示第千十九号

たので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届出があっ

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四 なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十五年十二月五日

届出の概要

島根県知事 澄 田 信 義

> 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デパー トパラオ 島根県出雲市今市町二五九番地外

大規模小売店舗を設置する者の名称、 代表者の氏名及び住所

同

2

出雲商業開発株式会社 協同組合出雲ショッピングセンター 代表取締役 代表理事 三吉庸善 島根県出雲市今市町二五九番地 坂根直樹 島根県出雲市今市町二

五九番地

千葉県千葉市美浜地区中瀬一丁目五番地一 イオン株式会社 代表取締役 岡田元

也

3 変更しようとする事項

(--) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後十時 (変更後) 午後十一時

来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

 $(\Box)$ 

(変更前) 午前八時から午後十時三十分 (変更後) 午前八時から翌午前零時十

五分

4 変更の年月日

平成十五年十二月六日

届出年月日 平成十五年十一月二十一日

=

Ξ 届出及び添付書類の縦覧場所 出雲市商工振興課 (出雲市今市町一〇九番地一)

意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

兀

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 氏名及び住所 (団体にあっては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあって

 $(\equiv)$ 

意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

一の記載事項についての公表の意思の有無

(四) 意見の内容

意見を述べる理由

3 その他

仮設道設置		九・五〇	九・五〇~	B							平
* ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	松江土木建築事務所	五・〇〇	八・八〇~ 一五・六〇	复 A	光から同町一一八八	番二地先まで松江市西長江町二一番八地先から同町一	一地先まる 松江市西長		四百三十一号	11	成15年12
上記のA及びBは関		五・〇〇	八・八〇~ 一五・六〇	前 A							2月5日
拡幅	リスコブ変多事矛兵	六回・〇〇	10.00~	後		九地先まで	字四八二番九地先まで		三 言 七 一 元	— 舟 〕	
道路改良工事	川太上大圭亮事务斤	六四・〇〇	六・〇〇	前	邑智郡邑智町大字湯抱一九一番三地先から同大	町大字湯抱一九	巴智郡邑智				島
fi 3	の名称はコオ事系所	延長	敷地の幅	後 変 更 前	間		X	£	足	道 日 日 利 美	j
	务所では上下事务所管轄する土木建築事	域	区	の	路	道			各	三	根
									-		
				+	六日本人一月二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	大田	三冊	, 五十 八 枚	十五年度	大田市	
				Ŧ	六日 平成十五年十一月二十	田 小路 ・苗代		, 	十五年度 平成十三~	五 箇 村	
					認証年月日	た地域	地籍簿	地籍図	た時期	名で	報
澄田信義	島根県知事				E E	調査を行っ	の 名 称	成果	調査を行っ	調査を行	
		月五日	平成十五年十二月五日	義	澄田信	島根県知事					
	る土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。	は土木事務所におい	る土木建築事務所又					日	平成十五年十二月五日	平成十五	
その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄す	間島根県土木部道路維持	告示の日から十五日	その関係図面は、		示する。	同条第四項の規定により告示する。	同条第四項	したので、	とおり認証	の成果を次のとおり認証したので、	
		づき告示する。	条第一項の規定に基づき告示する。	地籍調査	(昭和二十六年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定に基づき、地	第十九条第二項	(百八十号)	六年法律第	(昭和二十	国土調査法	第
道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八	、道路法(昭和二十七年	道路の区域を次のように変更したので、根県告示第千二十一号	道路の区域を次のよう島根県告示第千二十一号						干 二 十 号	島根県告示第千二十号	1,528 号
						کی	自署によること。		意見書に記載する氏名は、	意見書	(6)

( ' / '	7,210   11	-7, J o H			,	1111			TIX			7,020	
	,	"			"				<i>II</i>			———— 県 道	
	ヨリヒミフネ糸				吉田頓原線				安来木次線			一」 広瀬荒島線	
大田市三瓶町多根字門ノ前下タイニーニ番地先	から同大字字砂山一四九七番一地先まで	簸川郡大社町大字入南字浜根一三〇九番四地先		字七七五番二地先まで飯石郡吉田村大字民谷九四六番四地先から同大		番先まで	飯石郡吉田村大字民谷九四六番四地先から同地		大字三五七番一地先まで大原郡大東町大字下久野三七九番一地先から同			番五地先まで安来市西赤江町三〇四番一地先から同町三三八	
前	後	前	後 B	B	níi A	後	前	後 B	B	ní A	f B	发 A	前 A
九 • • •	六〇六〇	0 : 10   10   10   10   10   10   10	三四.00	1六・00	四・五〇~ 一五・〇〇	二六・〇〇~	二一・五〇~			五・00~	t·00		
四・00	三国田・00	三国田・00	九六・五〇	九六・五〇	九八・〇〇	四・00	- 四・〇〇	- 五三・〇〇	- 五三・〇〇	- 五六・〇〇	一八〇・〇〇	- 八〇・〇〇	一八〇・〇〇
	と 写 二フ 変多 事 矛 兵	. 出雲上大圭逸事务近				ランス会事矛盾	木欠土木建築事務所					広瀬土木事務所	
"	拡幅	11	ダブルウェイ解消	地の区分をいう。 係図面に表示する敷 上記のA及びBは関	"	拡幅	11	町道移管	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	上記のA及びBは関	仮設道設置	(が) からい 地の区分をいう。 地の区分をいう。	上記のA及びBは関

平成15年12月 5 日	島	根	県	報	第 1,528 号 (8)

	成15年12	4 <b>Д</b> 0 <b>П</b>			ī	根	- 県	-	報			第 1,528	号 (8)
					"								II
					大田桜江線								大田佐田線
大田市久利町久利字下市六二四番地先から同町		町久利字下市六二四番地先まで大田市久利町松代字下川原二〇番二地先から同		同町字下川原二〇番二地先まで	大田市久利町松代字山根台一〇六番一地先から		松代字山根台一〇六番一地先まで大田市久利町行恒字岩根一一六番地先から同町		字一一六番地先まで	大田市久利町行恒字岩根一一〇番一地先から同	ら同町字家ノ前イ一〇六番地先まで	大田市三瓶町多根字原田前田イー二八番地先か	から同地番先まで
前	移 B	É A	前 A	後	前	B	<b>é</b> A	前 A	後	前	後	前	後
十.00	111.00	五・〇〇~七・〇〇	五・〇〇~七・〇〇		五 00 八 00		五 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	五· -0 -0 -0 -0 -0	- 七・00	五・〇〇~ 九・〇〇	三二・〇〇~	九・〇〇	- 六・〇〇~ - 九・〇〇
- 三九・〇〇	00.04	=1 ☆・00	三二六.00	1,041.00	一、〇九七・〇〇	五一八・〇〇	四六〇・〇〇	四六〇・〇〇	八  ・00	八回・00	1110.00	1110.00	回・00
							大田土木建築事務所						
"	ダブルウェイ	地の区分をいう。 係図面に表示する敷	"	拡幅	11	ダブルウェイ	地の区分をいう。 係図面に表示する敷	"	11	"	"	"	"

号 	第 1,528	 島 根	 条 第 道	報	<u> </u>	県	根		島		2月5日	<b>戈</b> 15 <b>年</b> 12	Б
		島根県告示第千二十二号	二項の規定	道路の種類	一 般 国 道	"	"	県 道	"	11	"	"	"
		二十二号	条第二項の規定に基づき告示する。道路の供用を次のように開始する	路線名	四百三十一号	二百六十一号	百八十七号	上久野大東線	印賀横田線	木次横田線	斐川出雲大社線	"	大社日御碕線
字殿居丿前六二六番二地先まで			第二項の規定に基づき告示する。 道路の供用を次のように開始するので、道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八	供用開始の区間	番二地先まで松江市西長江町二一番八地先から同町一一八八	同大字二〇七三番六地先まで邑智郡桜江町大字谷住郷一七一三番一地先から	ら同字六二番三地先で鹿足郡六日市町大字真田字協和田二番一地先か	字一三四番一地先まで大原郡大東町大字金成四五六番一地先から同大	大字一〇五六番二地先まで仁多郡横田町大字大呂一〇五八番三地先から同	大字一八一九番地先まで仁多郡仁多町大字上三所三九五番四地先から同	ら同大字字砂山一四九七番一地先まで簸川郡大社町大字入南字浜根六二七番一地先か	八一二番一地先まで 簸川郡斐川町大字富村七一六番地先から同大字	同ただした。 ご番回回也によび 簸川郡大社町大字中荒木一八五二番二地先から
後 一	る隠岐支庁、その関係図	· · · · ·	第 十 八 ——————————————————————————————————	延長	一二九・五〇	四四五・〇〇	五四〇・〇〇	三八八・〇〇	一九〇・〇〇	六〇・〇〇	六三九・〇〇	111.00	五二〇・〇〇
- 六・00 - ハ・00 - 三	支庁、土木建築事務所及関係図面は、告示の日か			供用開始年月日		五日	"	"	"	"	"	"	00 "
三 八 · 〇 〇	土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。2面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当:		粤	土木事務所の名称土木建築事務所又は管轄する隠岐支庁、	松江土木建築事務所	川本土木建築事務所	津和野土木事務的	木次土木建築事務所	仁多土木事務氏	II	出雲土木建築事務所	11	"
 拡 幅	、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄す		島根県知事澄田信義	備考	所	所	所	所	所		所		

<b>i</b> 15年12月 5 日 	島根	県 報 - 10 年 I I	第 1,528 <del>!</del>	号 (10)
松江圏都市計画公園を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開始を開始を開始を開かる。	条第二項の規定 都市計画法 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	二、九、十 二、九、十 二、九、十	"	"
	平成十五年十二月五日第二項において準用する同法一項の規定による都市計画の市計画法(昭和四十三年法律	小、十 小、十 一月六日に実施した平成十五 一月六日に実施した平成十五 ある。	隠岐空港線	大田井田江津線
	島根県知事 澄 田 信 義一年成十五年十二月五日一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十	公 告 島根県知事 澄 田 信 義りである。 平成十五年十二月五日 平成十五年十二月五日 ・ 平成十五年十二月五日 ・ 一月六日に実施した平成十五年度クリーニング師試験の合格者の受験番号は次のとおりである。	同大字字小浜谷一一二八番七地先まで隠岐郡西郷町大字今津字後山八三八番地先から	番地先まで  「江津市後地町三一七九番地先から同町二四二〇
=		= -	_ <u>IIIO·00</u>	.00
岩田剛史松江市西川津町三〇一七番地一開発許可を受けた者の住所及び氏名開発許可を受けた者の住所及び氏名	安来市大塚町字川西六九〇番一 外一筆三十六条第三項の規定により公告する。 平成十五年十二月五日 中 開発区域	平成十五年十二月五日  開発区域  開発下下吉田町字前田五三番一〇安来市下吉田町四六四番地  大田・東京代表 林 章一  「田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田	·〇〇 平成十五年十二月	, ,
地   及び氏名	番一 外一筆 島根県知事 澄 田 信 義島根県知事 澄 田 信 義	番一〇  島根県知事 澄 田 信	隠岐支庁	浜田土木建築事務所
	自 号	義		

(11) 平成15年12月5日	島	根  県	報	第 1,528 号
三 入札書の提出場所等  (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 (2) 入札説明書の交付期間及び方法 電話 (〇八五二) 二六 〇一一〇 内線二二三五~二二三六 電話 (〇八五二) 二六 〇一一〇 内線二二三五~二二三六 (2) 入札説明書の交付期間及び方法 明成び方法 の平成十五年十二月五日から十二月十一日までの間 (土日、休日を除く)、上記(1)の平成十五年十二月五日から十二月十一日までの間 (土日、休日を除く)、上記(1)の平成十五年十二月五日から十二月十一日までの間 (土日、休日を除く)、上記(1)の平成十五年十二月五日から十二月十一日までの間 (土日、休日を除く)、上記(1)の平成十五年十二月五日から十二月十一日までの間 (土日、休日を除く)、上記(1)の平成十五年十二月五日から十二月十一日までの間 (土日、休日を除く)、上記(1)の平成十五年(1)の中では、100円で	ものでないこと。 (2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争雑類 中分類⑤皮革]に登載されたものであること。	: 告	(4) 入札吉に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。 平成十六年二月二十七日 (金) 平成十六年二月二十七日 (金)	(2) 入札案件の仕様及び数量等       島根県警察本部長 鎌 田 聡         一 入札の内容       島根県警察本部長 鎌 田 聡         平成十五年十二月五日       ・
<ul><li>六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。</li><li>詳細は入札説明書による。</li><li>詳細は入札説明書による。</li></ul>	本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第五 入札の無効 場合は、それに応じなければならない。 なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し、説明を求められた	でに提出し 大札に参加を でに提出し までに提出し	支出予定相当額の百分の十以上を納付すること。ただし島根県会計規則第六十九条(3) 契約保証金 九年島根県規則第二十二号) 第六十一条の二各号に該当する場合は免除する。 九年島根県規則第二十二号) 第六十一条の二各号に該当する場合は免除する。 日本語及び日本国通貨	(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 ア 日時 平成十五年十二月十五日 (月) 十三時三十分から ア 日時 平成十五年十二月十五日 (月) 十三時三十分から

	平成15年12月 5 日	島	根	県	報			第 1,528	号 (12	2)
平成十五年十二月五日発行平成十五年十二月五日印刷						四	ページ	に訂正する。		毎週火・金曜日発行
士士  月月						下	段	年 十 一 日		昭 日
五日 発印 行刷						終わりから一	行	二十一日付け島根	正	17.
発行者島切						二号島根県告示第九百八十	誤	県報第一、五二四号中に	誤	
根果						三号三号和原告示第九百八十	Œ	訂正する。 平成十五年十一月二十一日付け島根県報第一、五二四号中に誤りがあったので次のよう		
印刷 松江市学園南 松陽印刷所発行所 松江市殿町 島 根 県 庁									1	
定価一箇月(金二千四百二十円(送料共)										